

認定書」が必要です。

⑤ 扶養控除

・所得が48万円以下の扶養親族は扶養控除の対象になります（令和元年分以前は38万円以下）。

・16歳未満の扶養親族は控除額の適用はありませんが、扶養人数が町道民税額に影響する場合があります。

⑥ 住宅借入金等特別控除

住宅ローンを利用して住宅を新築、増改築し一定の条件を満たす場合は、税額控除が受けられます。

町道民税の申告について

町道民税は、1月1日現在の住所地で前年中の所得に基づいて課税されます。

申告書は適正な課税の資料となる大切なものですので、期限までに申告をお願いします。申告に必要な書類は、所得税の確定申告と同様です。

【申告書の提出が不要な方】

令和4年中の収入が給与や年金のみで医療費控除などの各種控除を追加されない方は、申告書を提出する必要はありません。所得税の確定申告書を提出された方も町道民税の申告書を提出する必要はありません。

【申告書の提出がないと…】

申告書の提出がないと、各種手続きに必要な所得課税証明書の発行、国民健康保険税等の軽減および医療費の限度額適用認定証等の交付が受けられないことがあります。収入がない方でどなたの扶養にもなっていない方は、申告書の提出をお願いします。

申告会場

※受付時間以外はシステムメンテナンスのため申告をお受けできませんので、ご理解願います。

■ 早来地区の方

会場 保健センター2階（総合庁舎横）

受付時間 9時～12時、13時～16時

申告日 事業所得や不動産所得のある方のみ目安の日時をハガキで案内します。

※3月は農業所得の受け付けが始まり、待ち時間が長くなると予想されます。

■ 追分地区の方

会場 ぬくもりセンター内申告会場

※申告会場入口は、総合支所入口ではありませんのでご注意ください。

受付時間 9時～12時、13時～16時

申告日 下記のとおり、目安の日程を地区ごとに分けています。

追分地区の方【申告日一覧】

月	日	曜日	割当地域・対象者など	月	日	曜日	割当地域・対象者など
2	16	(木)	花園地区 1丁目～2丁目	2	28	(火)	本町地区 1丁目～4丁目
	17	(金)	花園地区 3丁目～4丁目	3	1	(水)	本町地区 5丁目～7丁目
	20	(月)	若草地区 1丁目～2丁目		2	(木)	その他の地区、指定日に来られない方
	21	(火)	若草地区 3丁目		3	(金)	農業所得の方 この間、一般の申告も受け付けています (土、日曜日を除く)
	22	(水)	柏が丘、緑が丘地区		↘		
	24	(金)	青葉地区				
	27	(月)	白樺地区		15	(水)	

※所得税の確定申告は3月15日(水)までです。消費税申告については3月16日(木)から3月31日(金)までの期間に税務住民課（総合庁舎）で受け付けを行います。



問合せ 税務住民課税務グループ ☎ 2513